

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 11 日

正会員 事務局長 各位

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 森谷 賢

電子マニフェストシステムのデータセンターの移設に伴う
一時中断の取扱いについて（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

件名について、別添 1 のとおり、環境省から連合会あて、周知依頼がまいりました。

貴職におかれましては、電子マニフェストシステムの中断期間についておよび、当該期間中にシステムを利用し、登録又は報告を予定している加入者は、復旧後速やかに登録又は報告をおこなうことについて、傘下会員へ周知くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、産業廃棄物の引き渡し又は運搬及び処分の終了について、情報処理センターへの登録又は報告の期限を 3 日以内としているところについて、システム中断期間にシステムを利用し、登録又は報告を予定している加入者については、復旧後速やかに登録又は報告を行えば法違反を問わないことが妥当との考えについて、別添 2 のとおり環境省から各都道府県・各政令市の廃棄物行政主管部（局）に示されていることを申し添えます。

（担当：日浦）